

独立行政法人国立科学博物館中期計画

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条の規定に基づき、独立行政法人国立科学博物館が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自然史及び科学技術史の調査・研究事業

1-1 標本・資料に基づく実証的・継続的な基盤研究の推進

自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の調査・研究において世界の中核的な研究拠点になることを目指し、調査・研究に必要な標本・資料の収集・保管等を基礎として、組織的に目標を掲げて行う実証的・継続的な研究として基盤研究を実施する。

動物研究部は、動物及び原生生物を対象として、日本及びその周辺地域・海域において、インベントリー調査により標本・資料の収集を進めるとともに、既存の標本も活用することにより、主に形態分析や遺伝子解析に基づいて、分類、系統、進化、生物地理、生態、行動、発生等の自然史研究を総合的に推進する。これらの研究により、各地域の生物多様性の理解を進めるとともに、それぞれの分類群における系統進化を解明する。また、生物間相互作用や環境との関連から、生物多様性や種の保全に関する知見の充実を図る。

植物研究部及び筑波実験植物園は、動物以外のすべての真核生物と一部の原核生物の標本・資料を収集するとともに、既存の標本・資料と筑波実験植物園に維持されている生植物のリビングコレクションおよび生態系から得られる標本・資料・情報を活用しつつ、形態、構造、分布、ゲノム、二次代謝産物、生物間相互作用等を解析し、維管束植物、コケ類、藻類、地衣類、菌類を対象とした分類・進化・生態等の自然史研究を実施する。さらにこれらの成果として得られた情報の統合・公開を推進して人々の自然および自然史への興味を喚起するとともに、生物多様性の保全と持続利用に寄与する。

生命史研究部は、ヒトを含む地球上の全生命の成り立ちを理解するための標本・資料を研究対象として収集と登録・記載を行う。進化古生物分野では古生物の系統分類、進化、古生物地理、古生態などの研究として、ユーラシア大陸東部や南米の古植物地理と植生変遷、アジアや南北米大陸の中生代爬虫類の進化、新生代哺乳類の系統、機能形態や古生態の進化、新生代爬虫類の系統進化と適応放散過程における行動様式、運動機能や感覚機能

の進化、海生哺乳類の系統進化と適応放散などを研究テーマとする。環境変動史分野では、地球環境の変動史と生態系の進化の解明を目指して、太平洋や環太平洋の珪藻や有孔虫など微化石を用いた新生代海洋・湖沼環境の復元、巻貝・二枚貝類を用いた西太平洋域における種多様性の起源と変遷、頭足類を対象にした環太平洋地域の中生界層序と生物多様性変遷史などの研究を行う。また、国際深海掘削計画で採取された微化石標本の共同利用センター（微古生物標本・資料センター）としての機能を担い、日本海周辺海域の微化石群集と地球科学分析に基づく気候・海洋環境変動を解明する。人類史分野では、人類の起源・進化および日本人とその関連諸地域集団の小進化・移住拡散過程を解明するため、形態学・人類学的・分子人類学的・生物考古学的な研究を行なう。また、埋蔵文化財センターなどに保管されている縄文・弥生・古墳時代の列島各地の人骨から DNA を抽出し、次世代シーケンサを用いた網羅的な DNA 分析を行って、列島集団の形成に関する新たなシナリオを構築する。

理学研究部は、地球・惑星史において、地球に存在する多様な岩石の成因や地質体の形成過程、岩石を構成する鉱物の化学組成、結晶構、生成過程の研究を行う。これら研究のため、コレクションとして毎年発見される新鉱物を含む地球上の岩石・鉱物をできる限り網羅的に収集する。また、地球物理学、天文学、化学において、観測・実験やそれらデータに基づく地震像の研究、太陽系外惑星の探索、化学反応機構の自動推測手法の研究、物理学において、物理科学に関する一次資料の調査・分析に基づく歴史研究を行う。さらに、科学史として関連する分野を含め、その歴史や学問の発展に寄与した科学者に関する資料や観測・実験機器等を収集し、調査研究を行う。これらの研究と資料収集を通じて、自然科学の理論的理解と歴史的理解の双方を深化させるとともに、得られた成果を活用して教育・研究・展示に資するデジタルコンテンツを制作・公開する。

産業技術史資料情報センターは、産業技術の足跡となる事物（資料）の所在の確認、関連する技術開発の歴史に関する調査・研究・記録、及び「重要科学技術史資料台帳」への登録を進めると同時に、関連する工業会・企業・学会等と協力して、これまで蓄積してきた産業技術史に関する情報や所蔵する各学術団体認定の技術遺産などが、現在においても新たな意義を持つことを示す。さらに科学・技術や工学、関連する分野やその歴史に関する資料を継続して収集するとともに、これまで蓄積してきた資料に加え新たに収蔵された資料や外部の資料について、画像データなどを含めた資料情報の充実を図る。また、博物館や研究機関等に残された実物資料などを現代的な手法で調査・解析し、そうした資料が現在において新たな意義を持つ可能性があることを示す。

1－2 分野横断的な総合研究の推進

これまで蓄積されてきた基盤研究等の成果及び現下の状況や政府方針等を踏まえ、研究期間を定めて行う総合研究を3テーマ実施する。総合研究においては、自然史と科学技術史の両分野を扱う強みを生かし、各研究部が連携し、時代に即した分野横断的なテーマに

について研究を実施し、国内外の研究者・研究機関等とも共同して研究を行う。

①「東洋区の大陸部における生物多様性ダークスポットの自然史解明」では、生物多様性ホットスポットと生物多様性ダークスポットの双方に選定されている東ヒマラヤおよびマレー半島を主な対象地域とし、植物、菌類、動物の網羅的なインベントリー調査、生物地理学的調査、共生関係を含む生態学的調査および地質学的な調査を実施する。標本およびDNA 解析用試料を多数収集し、新産種・未記載種を含む種の多様性等についての研究および標本情報の公開を進めることでダークスポットに光を当て、該当地域の自然史解明に貢献する。調査や研究は現地のカウンターパートと国際共同研究として実施し、日本を含む各国の人材育成や地域貢献も図る。

②「博物館標本を用いた分析研究と標本・資料の価値創出」では、自然史標本を対象に、当館の機器類（質量分析計、マイクロ CT スキャン等）を活用して、同位体比や元素定量などの化学データ、複雑な立体構造の 3D データを取得する。得られたデータや既存のデータを、数理モデル等も活用しながら解析し自然史研究へと発展させる。最新のデータ収集手法や解析手法について情報共有しながら連携することで、各分野の研究者が個別に取り組む場合よりも縦横に深化した研究へと発展させる。取得したデータは、科博の標本と合わせて保存・公開し、科博の標本・コレクションに新たな価値を創出する。

③「日本文化を自然科学から捉える」では、高い歴史的価値・観賞価値を有する文化財、日常生活に密接に関わる文化、地域特有の文化など自然科学的要素を多く含む日本の文化を対象とし、自然科学的な研究手法を駆使し、文化財の環境が生物に与える影響の解明、人為活動がもたらした自然環境への影響の解明、そして、衣食住や園芸などに利用される生物の起源の追跡、地域の特異的な生物相・環境が文化の形成に与えた影響の解明などを行う。

1-3 研究環境の活性化

自然史及び科学技術史の中核的研究機関としての当館の役割を適切に果たすために、基盤研究及び総合研究に関して、研究テーマの選定を含めた研究計画、進捗状況の把握、研究成果の評価の各段階において外部評価を実施する。また、館長裁量による研究者の能力を最大限発揮できるような競争的環境の整備など、研究環境の活性化を図る。さらに、科学研究費補助金等の各種研究資金制度の活用や、民間等と連携した受託研究・共同研究など外部資金獲得に向けた積極的な取組を行う。

調査・研究における連携強化等を図るため、当館の施設の活用を促進する。

1-4 専門人材の活用・人材育成の強化

幅広い専門分野の知見を研究に反映すべく、外部研究機関等との連携を拡大し、共同研究を推進する。また日本学術振興会特別研究員や独自の特別研究生など、ポストドクターを受け入れるとともに、連携大学院制度による高等教育機関との連携を強化することによ

り、後継者を養成する。

2－1 研究成果発表による当該研究分野への寄与やオープンサイエンスの推進

標本・資料情報やその二次的な利用によって得られたデータの適切なデータベースへの登録を推進する。研究成果については、論文や学会における発表、研究報告や一般図書等の刊行を通じて、当該研究分野の発展に貢献するとともに、論文やデータのオープンアクセス化、研究の証拠となる標本・資料の情報や研究データの積極的な発信を推進する。

2－2 国民に見えるかたちでの研究成果の還元

研究活動についての理解を深めるために、シンポジウム等の開催やオープンラボの実施、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信等の活用により、積極的に分かりやすく研究活動を発信し社会還元する。

また、自然史研究と科学技術史研究のプロセス及び成果を展示・学習支援活動や、配信サービス等の活動を通じて発信することなどにより、国立科学博物館の研究活動に対する社会の関心と理解を深め、人々の科学リテラシーの向上を図る。特に総合研究については、終了後2年以内にその成果を基にした企画展等を開催する。

3－1 海外の博物館等との交流

海外の博物館等との協力協定の締結等に取り組むとともに、海外の博物館等の求めに応じた支援やICOM（国際博物館会議）等を通じた国際交流を促進し、相互の研究活動等の発展・充実を図る。特にアジア・オセアニア地域の自然史系博物館等との研究協力や視察受け入れなどを積極的に行い、当該地域における自然史系博物館活動の発展に先導的な役割を果たす。

3－2 アジアの中核的拠点としての国際的活動の充実

我が国の主導的な自然史系博物館として、日本国内の標本に基づく生物多様性情報を集約し、国際的に発信する。また、国際深海掘削計画と関連した微古生物標本・資料センター（MRC）の役割を担い、アジアの中核的研究拠点として積極的な国際貢献を行う。微古生物標本・資料センターにおいては、国内の大学等と連携して微化石等を組織的に収集し、地球史の解明に寄与する。

2 ナショナルコレクションの構築・継承及び活用のための標本・資料の収集・保管事業

1－1 ナショナルコレクションの体系的構築

生物や化石・岩石・鉱物などの自然史や科学技術史に関する標本・資料については、国内を中心に東アジアから東南アジア地域、西部太平洋海域を主として収集を進めるととも

に、標本・資料統合データベースを活用して充実すべき分類群や地域等に焦点を置いた戦略的なコレクション構築を図る。

自然史分野については、内外の博物館等研究機関とも連携して標本・資料の収集を積極的に進める。特に、DNA 塩基配列を用いた生物種の特異性、分子系統解析等の研究手法の進展に対応して、分子生物多様性研究資料センターでは DNA 試料、DNA 試料を採取した証拠標本、抽出 DNA、生物種の特異性に利用される DNA の塩基配列（DNA バーコード領域）を統合的に収集・保管・管理する遺伝資源コレクションの充実を図り、適切なデータベースへの登録やデータ公開を推進する。また、絶滅危惧植物の保全に向けた植物標本収集・保管を引き続き行う。

海外の自然史標本に関しては、生物多様性条約及び名古屋議定書を遵守し遺伝資源のアクセスと利益配分（ABS）に関する館の方針に沿って適切な収集・管理を行う。また、ワシントン条約（CITES）特定科学施設として、条約を遵守しつつ、国際的に貴重な絶滅危惧種の標本を適切に管理し、コレクションを充実させる。科学技術史分野については、近代以前から現代までの我が国の科学技術・産業技術の歩みを物語る証拠資料の収集を積極的に進める。

1-2 標本・資料の保管体制の強化

コレクションを充実していくため、標本・資料の保管体制の作業能率向上・強化を進める。また、国立科学博物館の調査・研究、収集・保管活動の社会的意義に対する理解を深めるために、バックヤードの公開などによって、CT 装置等の機器を利用し、標本・資料を用いた研究を分かりやすく示し、標本を基盤とした研究の重要性を訴える。

1-3 標本・資料のセーフティネット機能の拡充

ナショナルコレクションとして保管の必要な標本・資料の散逸を防ぐため、大学や博物館等で保管が困難となった貴重な自然史系標本・資料の受入れを行うとともに、災害等で被災した標本・資料のレスキューに取り組む。標本の受入機能を強化するため、国内の自然史系博物館等と連携して構築した自然史系標本資料セーフティネットの参画館の拡充を図る。理工系資料については、理工系博物館や大学、各種研究機関、企業、個人等で保管が困難となった資料のうち永続的な保管が必要とされるものについて、理工系博物館等のネットワークや学会、業界団体等の連携等を通じて積極的な受入れを図る。

1-4 標本・資料情報の発信によるコレクションの活用の促進

所有している標本・資料等について、デジタルアーカイブ化を推進し、標本・資料統合データベースに 5 年間で新たに 40 万件の追加を目指す。統合データベースシステムを更新し、標本情報の充実を図る。同時に、デジタルアーカイブ化した標本・資料データを学術・教育的活用と商業的活用の両面から広く国内外に提供し活用を図る。

2-1 全国的な標本・資料及び保存機関に関する情報の把握と発信

オープンサイエンスの推進に向け、生物多様性情報を利用する上で必要な基礎知識、情報共有の重要性・必要性を全国の科学系博物館等で共有する。

全国の科学系博物館等との連携の下、標本・資料の所在情報を横断的に検索できるシステム(サイエンスミュージアムネット (S-Net))の充実に取り組み、標本・資料に関する機関や学芸員等のデータの集積及び提供を推進する。得られたデータはジャパンサーチへ提供するなど、さらに日本全国規模での利用を推進する。

また、産業技術史資料情報センターが中心となって、我が国の産業技術史上残すべきと判断された資料について、重要科学技術史資料としての登録を進めると共に、各工業会や企業、産業技術系博物館、学術団体等と協力して、現存している資料等について、データベースやホームページを通じての発信を強化し主導的な立場にある博物館としての機能の充実を図る。

2-2 標本・資料に関する情報の発信による国際的な貢献

日本の主導的な科学系博物館として、日本国内の標本から得られた生物多様性情報をまとめ、国際的に発信すると同時に、当館の標本・資料情報のみならず、サイエンスミュージアムネットによって把握された全国の科学系博物館等が所有する標本・資料情報についても積極的に発信する。

3 人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援事業

1-1 地球・生命・科学技術に関する体系的な常設展示等の運用・整備

常設展示においては、調査・研究の成果をもとに、ナショナルコレクションである標本・資料を活用し、人々の科学リテラシーの向上を図る展示を行う。

上野本館では、地球館・日本館において地球・生命・科学技術について体系的な展示を行い、最新の研究成果等を適宜反映させるとともに、段階的なフロア更新を実施する。また、植物多様性の研究・保全・発信を行う筑波実験植物園や、貴重な都市緑地を活用して自然教育を行う附属自然教育園については、それぞれの特性を発揮できるよう適切に園内を管理・整備し公開する。

常設展示の実施に際しては、外国人観光客を含む多様な入館(園)者へのサービス向上という視点から、繁忙期に合わせて開館日・開館時間を柔軟に設定するほか、ICTを活用した展示解説、施設の利用案内、混雑情報や緊急情報などを適宜提供することにより、安心・安全で快適な観覧環境の向上を図る。さらに、研究者やボランティア等による展示理解の深化を図る活動を推進する。なお、我が国の外国人観光客数は令和7年度実績で4200万人を超え、令和12年度には、6000万人とすることを目標としている。国立科学博物館

でも外国人の入場者数は増加傾向にあり、外国人観光客の増加を自己収入確保の機会として積極的に捉えていくことが重要である。その上で、将来的には、海外主要都市の科学博物館の入場者数も踏まえ、展示スペースの拡充や所蔵品の充実を図りながら外国人観光客を含め国立科学博物館として400万人程度の入場者数を達成すべく、取組を進める。

また、入館者の満足度等を調査、分析、評価し、改善を行うなど、時代に即応し、人々のニーズに応える魅力ある事業等を行う。来館者満足度調査による満足度について、8割程度とする。文化集積地としての上野エリアの一体としての魅力度・集客性向上を図るため、本エリアの博物館・美術館等を対象として、割引ではなく入場が可能となるような魅力的な周遊チケットの設定に向け、上野地区の他の博物館・美術館等との協議を進める。

その上で、多様な鑑賞機会を持続的に確保する観点から、入場料の改定及び二重価格の導入を本中期目標の期間中に実施するものとする。

また、夜間開館の充実など開館時間の弾力化について、地域におけるナイトタイムエコノミーの推進と歩調を合わせ、費用対効果を勘案しながら、令和8年度中に方向性を検討することとし、令和9年度以降、実施するものとする。

1－2 時宜を得た企画展示及び巡回展示の実施

当館が実施する調査・研究の成果や施設内の動植物、四季の自然等について一定期間公開する企画展示（特別展及び企画展）を実施する。また当館の標本・資料、ノウハウ等を活用した巡回展示を国内各地域の科学系博物館等で実施する。これらの展示のテーマや展示内容については、自然史または科学技術史に関する分野を対象とし、社会的な動向やニーズ、話題性、顧客層、集客力など様々な観点を踏まえるとともに、自然科学以外の分野とも積極的に連携を図るなど、幅広く柔軟に検討する。さらに、先駆的かつ魅力的な展示の実現に向け、より効果的な展示表現やコラボレーション、開催形態等の検討を進める。

2－1 多様な人々を対象にした学習支援事業等の実施

当館に蓄積された知的・物的・人的資源やネットワークを活用し、高度な専門性を生かした独自性のある事業等、人々の科学リテラシーを涵養する学習支援事業を実施する。その際、アクセシビリティの観点から、年齢や背景の異なる多様な利用者を意識した学習支援活動の在り方を検討・実践を行う。また博物館の資源を活用した、リカレント教育を意識したプログラムについての検討・開発を行う。また、展示室でのコミュニケーションを重視したプログラムを実践する。

2－2 サイエンスコミュニケーションを担う人材の養成

科学技術と人々の架け橋となるサイエンスコミュニケーションを担う人材の養成を実施する。また、ボランティアのサイエンスコミュニケーション能力の維持及び向上のための研修を実施する。

2-3 学校教育との連携強化

地域の博物館等と連携協働して学校と博物館をつなぐ事業の更なる全国展開を図り、教育資源としての博物館を学校教育関係者に広く共有する。また、学校教育で重視されている「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた学習プログラムの開発を行う。

3-1 国内の博物館や企業等との連携協働の強化

人類の知的営為の成果である科学や技術に関する当館の知的・人的・物的資源を広く社会に還元するために、当館の持つ標本・資料の貸出や巡回展示の実施、研究成果の普及、学習支援活動や展示に関するノウハウの共有に加え、チケットの共有化などを通じて、国内各地域の科学系博物館や企業等との連携協働を進める。

特に、当館の知的・人的・物的資源を活用した専門的な研修及びオンラインを活用した研修等を実施し、全国の博物館の学芸員等の資質向上に資する。

また、国内各地の科学系博物館等を中心とした地域博物館等のネットワークの充実を図り、博物館が抱える課題について共有し、その解決の方向性を議論する場を設けるなどして、科学系博物館の中核的な役割を担う。

国立科学博物館が 2027 年に開館 150 周年を迎えることをふまえ、多様な人々が文化としての科学に親しめる機会を創出するため、企業や地域の様々なセクターと連携を強め、これまで蓄積してきた人的・物的資源を活用した事業を新たに開発する。

3-2 戦略的な広報事業の展開

当館の知的・人的・物的資源を活用しつつ、メディア等と効果的に連携し、館全体の広報事業を時宜に合わせて展開する。同時にホームページ、SNS、動画コンテンツ、メールマガジン等を活用した情報発信をきめ細かく行い、当館の活動の成果、自然や科学に関する情報等を広く国民に提供することを通じて当館の活動や自然や科学に関する理解を深める。

また、主に SNS や動画コンテンツ等を活用し、外国人向けに多言語による情報発信を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 機動的で柔軟な業務運営の展開

限られた資源を効率的に活用するために、館長の意思決定をサポートする部長会議等を定期的に行い、トップマネジメントによる機動的で柔軟な業務運営を行う。館内のマネジメント上必要な意思疎通や情報共有のため、テレビ会議システムなどの ICT 等の活用を図る。

また、質の高いサービスの提供のため、入館者の満足度やニーズの把握、外部有識者を構成員とする会議等における意見聴取などを計画的に行い、業務運営の改善を図る。

さらに、監事機能を強化し、監事との情報共有の機会を計画的に設けるとともに、監事監査を充実することにより、業務運営の効率化・適正化を図る。

組織体制については、社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業等の実施などの「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置」に示した計画の達成に向けて、事業のより効率的・効果的・適正な執行、実施が可能となるよう適宜必要に応じて見直しを行う。

さらに、自己収入を原資とした館長の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討する。

2 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表する。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を引き続き実施することとし、契約の公正性、透明性の確保等を推進し、業務運営の効率化を図る。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づく「法人間又は周辺他機関等との共同調達」について、事務的消耗品等について拡大を図るべく周辺他機関と検討し、年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進める。

4 保有資産の見直し等

保有資産については、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

5 予算執行の効率化等

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

運営事業費に充当する運営費交付金は、一般管理費及び事業経費の合計（公租公課及び人件費を除く）について、引き続き効率的な執行に努め、本中期目標期間の最終年度において、物価上昇率の影響を除き前中期目標期間最終年度予算と比べて 5 %以上の業務の効率化を図る。ただし、標本・資料収集費及び修復に要する経費、特殊要因に基づく経費、

新規追加分は、その対象としない。

国立科学博物館上野本館の展示事業に係る費用（展示に携わる研究員の人件費や展示に必要な整備費等を含む）に対する展示事業に係る自己収入額の割合について、次期中期目標期間中に 100%とすることを目指しつつ、本中期目標期間の最終年度に 65%以上とする。

5－1 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等の確実な獲得を図ることにより、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1 予算（中期計画の予算）

別紙 1 のとおり。

2 収支計画

別紙 2 のとおり。

3 資金計画

別紙 3 のとおり。

5－2 短期借入金の限度額

・短期借入金の限度額：8 億円

・想定される理由

運営費交付金の受入に遅滞が生じた場合である。

5－3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

不要な財産又は不要財産となることが見込まれる財産はない。

5－4 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

5－5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。

1 標本・資料の購入

2 調査・研究の充実

3 企画展・巡回展示等の追加実施

4 利用者サービス、情報提供の質的向上

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入等の増額

調査・研究、標本・資料の収集・保管、展示・学習支援等の様々な事業を高い質で継続的に実施し、次世代を担う青少年の継続的な育成や来館者のニーズに応じた質の高いサービスの持続的な提供を図るため常設展示の充実とあわせ入館料金の改定を行うとともに、インバウンド（非居住者）向け料金と居住者向け料金を別に設けるいわゆる二重価格の導入を行うなどにより、自己収入等の増加や多様な財源の確保に努める。また、施策の実効性を確保するため、入館者数、入場料収入、その他収入等の詳細な開示を進める。

2 決算情報・セグメント情報の開示

決算については、財務諸表のセグメントと事業のまとまりとしてのセグメントを一致させ、透明性の高い財務内容の開示を行う。

Ⅳ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制の充実・強化

適正かつ効果的・効率的な内部統制を充実させるため、館長による意思決定の館内周知、コンプライアンスの徹底、関係規程の整備・運用、リスクマネジメントの強化を図る。また、これら内部統制環境の整備状況や有効に機能していること等について、定期的に内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能の充実を図り、これらを踏まえた見直しを行う。研究活動の信頼性確保の観点から、研究不正に適切に対応するため、組織として研究不正を事前に防止する取組を強化する。また、万が一研究不正が発生した際の対応のための体制を強化する。

2 情報セキュリティ対策の強化及び情報システムの整備・管理

サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、規程等の整備、役職員の研修、システムの監査を行うとともに、館内における対策の実施状況についての点検を計画的に実施し、適切な情報セキュリティの確保を図る。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえた、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

3 人事に関する計画・方針

策定した人事方針を踏まえ、戦略的かつ計画的に人材の確保・育成及び活用等を推進する。併せて、適切な人事管理や大学等との積極的な人事交流を進める。

なお、研究部門においては、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）第 24 条に基づいて策定された「人材活用等に関する方針」において、既に留意した方針が定められているため、当該方針に基づいて取組を進める。

4 施設・設備に関する計画

長期的な展望に立った計画的な施設・設備の整備を行うとともにインフラ長寿命化計画に基づき策定された個別施設計画により、既存施設の長寿命化（安全性、機能性の確保）等に向けた取組を一層推進する。また、安全で快適な施設環境を提供するとともに、防災等の視点を入れて、計画的に進める。日本館においては、建物自体が重要文化財であることを考慮し、関係機関と連携の上、適切な保存を図りながら活用を図る。あわせて、施設整備にあたっては、主務省と連携し、入場料収入等を勘案して、PFI など民間活力や財政投融资の活用を検討する。

5 積立金の使途

前中期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、次期へ繰り越した経過勘定損益影響額等に係る会計処理に充当する。

別紙 1

令和 8 年度～令和 1 2 年度予算

(単位：百万円)

区 別	展示事業	調査研究 事業	学習支援 事業	収集保管 事業	共通	合計
収入						
運営費交付金	2,926	5,347	1,246	1,811	3,435	14,765
施設整備費補助金	5,108	0	0	0	1,283	6,391
文化資源活用事業 費補助金	459	0	0	0	417	876
入場料等収入	1,915	680	473	606	630	4,304
計	10,408	6,027	1,719	2,417	5,765	26,336
支出						
業務経費	4,841	6,027	1,719	2,417	0	15,004
展示事業費	4,841	0	0	0	0	4,841
うち物件費	3,909	0	0	0	0	3,909
うち人件費	932	0	0	0	0	932
調査研究事業費	0	6,027	0	0	0	6,027
うち物件費	0	2,867	0	0	0	2,867
うち人件費	0	3,160	0	0	0	3,160
学習支援事業費	0	0	1,719	0	0	1,719
うち物件費	0	0	1,100	0	0	1,100
うち人件費	0	0	619	0	0	619
収集保管事業	0	0	0	2,417	0	2,417
うち物件費	0	0	0	2,057	0	2,057
うち人件費	0	0	0	360	0	360
施設整備費	5,108	0	0	0	1,283	6,391
文化資源活用事 業費補助金	459	0	0	0	417	876
一般管理費	0	0	0	0	4,065	4,065
うち物件費	0	0	0	0	2,874	2,874
うち人件費	0	0	0	0	1,191	1,191
計	10,408	6,027	1,719	2,417	5,765	26,336

[人件費の見積り]

期間中総額 6,262 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、常勤の役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金（A）については、以下の数式により決定する。
ただし、自己収入増加のインセンティブを強化する観点から、自己収入の増加分の金額を自動的に運営費交付金から減額しないこととする。

$$A(y) = B(y) + C(y) + \zeta(y) - D(y)$$

A(y)：当該事業年度における運営費交付金

B(y)：当該事業年度における管理経費

毎事業年度の管理経費（B）については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = \text{管理部門に係る } P(y) + \text{管理部門に係る } R(y)$$

$$\text{管理部門に係る } P(y) = \text{管理部門に係る } P(y-1) \times \sigma (\text{係数}) \times \eta (\text{係数})$$

P(y)：当該事業年度における人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

σ ：人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

η ：管理人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当及び災害補償費については、国立科学博物館役員退職手当規程、国立科学博物館職員退職手当規程、労働者災害補償保険法及び国立科学博物館法定外災害補償規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

$$\text{管理部門に係る } R(y) = \text{管理部門に係る } R(y-1) \times \gamma (\text{係数}) \times \delta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

R(y)：当該事業年度における物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

γ ：消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ ：業務政策係数。自己収入に係る支出、事業の進展により必要経費が変動すること等

を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α ：管理効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$C(y)$ ：当該事業年度における業務経費

毎事業年度の業務経費（C）については、以下の数式により決定する。

$C(y) = \text{業務部門に係る } P(y) + \text{業務部門に係る } R(y)$

業務部門に係る $P(y) = \text{業務部門に係る } P(y-1) \times \sigma \text{ (係数)} \times \theta \text{ (係数)}$

$P(y)$ ：管理経費と同様。

σ ：同上。

θ ：業務人件費効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

業務部門に係る $R(y) = \text{業務部門に係る } R(y-1) \times \gamma \text{ (係数)} \times \delta \text{ (係数)} \times \beta \text{ (係数)}$

$R(y)$ ：管理経費と同様。

γ ：同上。

δ ：同上。

β ：業務効率化係数。各事業年度の予算編成過程において協議の上、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\zeta(y)$ ：当該事業年度における特殊業務経費。公租公課、土地借料、新規・拡充事業費、入館者数等に対応した業務経費など特殊な要因により必要となる経費について、各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

$D(y)$ ：当該事業年度における自己収入

毎事業年度の自己収入（D）の見積り額については、以下の数式により決定する。

$D(y) = D(y-1) \times \phi \text{ (係数)} \times \varepsilon \text{ (係数)} \times \lambda \text{ (係数)}$

$D(y)$ ：当該事業年度における自己収入の見積り。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

ε ：自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当

該事業年度における具体的な係数値を決定。

λ：収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

φ：インセンティブ調整係数。D(y-2)からD(y-1)の増加率に応じて(1 - 増加率)で係数値を決定。なお、D(y-2)は前々事業年度のD(y)

(例) 増加率 2.5%の場合 $\phi = 1 - 0.025 = 0.975$

[上記の算定式に基づき、以下の仮定の下に中期計画の予算を試算]

- ・運営費交付金の見積りについては、公租公課、標本・資料収集費及び修復に要する経費並びに特殊業務経費を除いて、令和7年度予算額を基準額として、中期計画期間中に、人件費(±0%)、一般管理費物件費及び業務経費物件費の合計(△5%)とし、中期計画期間中に想定される特殊業務経費を加算して試算。
- ・施設整備費補助金には、令和8年度以降の施設・設備整備計画に基づき地球館Ⅱ期展示改修等にかかる経費を計上。

別紙 2

令和 8 年度～令和 1 2 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	展示事業	調査研究事業	学習支援事業	収集保管事業	共通	合計
費用の部						
経常費用						
展示事業費	4,407	0	0	0	0	4,407
調査研究事業費	0	5,690	0	0	0	5,690
学習支援事業費	0	0	1,591	0	0	1,591
収集保管事業費	0	0	0	2,175	0	2,175
一般管理費	0	0	0	0	3,854	3,854
減価償却費	331	225	138	79	308	1,081
収益の部						
運営費交付金収益	2,492	5,010	1,118	1,569	3,224	13,413
入場料等収入	1,915	680	473	606	630	4,304
資産見返運営費交付金戻入	331	225	1,380	79	308	1,081
純利益	0	0	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0

(注記)

当該法人における退職手当については、国立科学博物館役員退職手当規程及び国立科学博物館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

別紙 3

令和 8 年度～令和 1 2 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	展示 事業	調査研 究事業	学習支 援事業	収集保 管事業	共通	合計
資金支出	10,408	6,027	1,718	2,418	5,765	26,336
業務活動による支出	4,407	5,690	1,590	2,176	3,854	17,717
投資活動による支出	6,001	337	128	242	1,911	8,619
次期中期目標の期間 への繰越金	0	0	0	0	0	0
資金収入	10,408	6,027	1,719	2,417	5,765	26,336
業務活動による収入	4,841	6,027	1,719	2,417	4,065	19,069
運営費交付金による収入	2,926	5,347	1,246	1,811	3,435	14,765
その他の収入	1,915	680	473	606	630	4,304
投資活動による収入	5,567	0	0	0	1,700	7,267
施設整備費による収入	5,108	0	0	0	1,283	6,391
文化資源活用事業費補 助金による収入	459	0	0	0	417	876
前期中期目標の期間 よりの繰越金	0	0	0	0	0	0

別紙 4

令和 8 年度～令和 1 2 年度施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施 設 ・ 設 備 の 内 容	予 定 額	財 源
常設展示改修工事等	6,392	施設整備補助金

(注記)

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況及び施設・設備の老朽・狭隘化等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。